

○内閣府  
財務省 令第 号

保険業法（平成七年法律第百五号）第二百六十五条の八第二項及び金融商品取引法（昭和二十三年法律第二百五号）第七十九条の三十第二項の規定に基づき、保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令及び投資者保護基金に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

財務大臣 麻生 太郎

保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令及び投資者保護基金に関する命令の一部を改正する命令

（保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令の一部改正）

第一条 保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令（平成十年大蔵省令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第七号中「で役員全員が署名したもの」を削る。

（投資者保護基金に関する命令の一部改正）

第二条 投資者保護基金に関する命令（平成十年大蔵省令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「代わる書面」の下に「（役員の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下この項において同じ。）及び名を当該役員の氏名に併せて法第七十九条の三十第一項の認可申請書に記載した場合において、当該抄本又は書面が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面を含む。）」を加える。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。